

令和3年 八潮市農業委員7月総会 議事録

1 開催日 令和3年7月26日(月)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会場 八潮市役所第2会議室

4 出席委員 9名

会長 1番 大塚 一宏

会長職務代理者 2番 小早川喜一

委員 3番 大野ヒロ子

13番 鈴木 隆

5番 荻野 恭子

14番 田中 幸夫

9番 飯山 敏行

15番 松田 淳一

11番 臼倉 正浩

5 欠席委員 6名

委員 4番 渋谷 稔

8番 小倉 雅樹

6番 齋藤 富子

10番 新井 孝美

7番 福岡 達則

12番 鈴木 新一

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第12号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件

議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画承認の件

議案第14号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件(依頼)

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 恩田 秋弘

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより八潮市農業委員会7月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に、「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となりますが、本日の総会も新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しまして、出席人数を削減するため、案件担当の委員と議席番号奇数の皆様に出席をお願いしているところでございます。

その結果、本日の出席者数は、9名となっております。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日の総会につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、引き続き会議時間が必要以上に長くならないよう配慮したいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本日、7番の福岡委員より欠席の連絡を受けておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 改めまして皆さん、こんにちは。

毎日暑い中の仕事で大変だと思いますが、7月の総会に出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまオリンピックが始まって、日本人の活躍が大変目立ちますが、新型コロナウイルスの感染者は増加しており、東京などは緊急事態宣言が発出されている中でもどんどん増えていく一方で、埼玉県も全然減る様子がないという状況でございます。

ご存知の方もいるかと思いますが、7月21日に今年の八潮市農業祭実行委員会が開かれまして、なかなかコロナの収束の見通しがつかないことや、開催したときの感染対策が困難ということで中止を決定いたしました。2年連続、農業祭が中止ということになり、大変残念なことです。近隣の市町もほぼ中止、もしくは一部開催となっております。例えば草加市は品評会だけ開くみたいですが、状況次第で中止ということも考えているらしくて、吉川

市は品評会をやるということ聞いております。

また、話が変わりますが、今夜あたりから台風8号が上陸するということでハウスをお持ちの方は大変心配されることと思いますが、うちもビニールが古くなったり、心配なハウスがあるのですが、本日も最後までご協力、よろしくお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

本日の傍聴者につきましては、出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせいただければと思います。

- | | |
|-------------------------------|----------|
| ①八潮市農業委員会 7月総会次第 | A 4 横 |
| ②生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについて（依頼） | （資料 - 1） |
| ③生産緑地地区の追加指定に伴う確認について（依頼） | （資料 - 2） |
| （依頼文と申出調書セット） | |
| ④農業経営の皆様へ（お願い） | （資料 - 3） |

（令和3年度農家経営及び農地利用状況に関する調査票記入例）

以上の4点になります。資料の漏れ等はなかったでしょうか。

ないようですので、資料の確認を終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思います。

議事進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

——— 委員より「はい」の声あり ———

○議長 ありがとうございます。

それでは、2番、小早川喜一委員、9番、飯山敏行委員にお願いいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命については、恩田事務局長にお願いします。

○事務局長 はい、分かりました。

◎議案第12号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第12号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限「自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する人については、その議事に参与することができない。」に該当するため、○番、○○○委員には審議終了まで退席をお願いいたします。

——— ○○番 ○○○委員 退席 ———

○議長 それでは、議案第12号につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第12号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願になります。

番号1、買取り申出する生産緑地の所在、○○○字○○○、地目、畑、地積○○平米外、以下の14筆になりまして、合計○○○平米、主たる従事者の住所・氏名、○○○、○○○、申出者住所・氏名、○○○、○○○、主たる従事者との続柄、子になります。

こちらは、相続発生に当たりまして、生産緑地の買取り申出をするため、被相続者の主たる従事者の証明願を申請されたものとなります。

場所の説明が隣の2ページになりますが、市役所の○側の出口を出まして進んでいきますと、1つ目の信号で○○○線に当たります。今度は○○○線を○折しまして、○○方向に向かいましてずっと進んでいきますと、○○○を通過して○○○に到達します。○○○から引き続き真っすぐ進んでいき、およそ400m行きまして、○○○からだど2つ目の信号を○折します。一方通行なので車で通行はできないのですが、○折して○方向へ進みまして150mほど進んだ、この地図上の着色した部分が申請地になります。道路を挟んで2つに分かれております。

こちらの現地の様子ですが、次の3ページをご覧くださいますと、この畑にビニールハウスがありまして、事務局で見に行ったとき、ちょうどそれを解体して片づけている作業中でしたが、近況の様子につきましては、地区担当代理の臼倉正浩委員に説明をお願いし

たいと思います。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当代理の11番、白倉正浩委員に現地調査の結果並びに補足がございましたら、お願いいたします。

○11番（白倉正浩委員） 11番、白倉です。

昨日、畑のほうを見てまいりました。ハウスが立ててあった跡等はあるのですが、すぐに作付けできるような状態で耕運等されておりましたので、畑としてみなされると思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と11番、白倉委員より生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決したいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

それでは、○番、○○○委員の着席をお願いいたします。

—— ○○番 ○○○委員 着席 ——

◎議案第13号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画承認の件につきましては、2件ございます。関連がございますので、続けて事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 まず、次第の4ページをご覧ください。

議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画承認の件となります。

今回2点あるのですが、借受人が○○○なので、同一の借受人で、場所も近接しておりますので2点続けて説明させていただきます。

まず、番号1、借受人住所・氏名、○○○丁目○番地○、○○○、貸付人住所・氏名、○

〇〇番地、〇〇〇、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇-〇、地目、畑、地積〇〇平米、同じく〇〇、畑、〇〇平米、〇〇〇字〇〇〇-〇、畑、〇〇平米、〇〇-〇、畑、〇平米、合計〇〇〇平米、権利の内容は5年間の賃借権の設定なんですけれども、こちらは現在設定している利用権が今年の9月30日で5年間の期間が満了するというので、また同様の条件で5年間の再設定をするというものになります。

参考に、申出承認の根拠としまして、借受人は認定農業者で、農業専従者は2名いらっしゃいます。年間従事日数、2人とも330日でありまして、現に耕作に供している農用地の面積は〇〇〇平米、所有農機具としてトラクター2台、耕運機2台、トラック1台所有しておりまして、主にコマツナ、枝豆、ブロッコリーなどを生産されております。そして市場や八潮市農産物直売所やスーパーに出荷している方でございます。

続きまして、番号2のほうの説明になります。次第の5ページをご覧ください。番号2、借受人住所・氏名、〇〇〇丁目〇番地〇、〇〇〇、貸付人住所・氏名、〇〇〇番地、〇〇〇、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇-〇、地目、畑、地積〇〇平米、同じく〇〇-〇、畑、地積〇〇平米、合計〇〇平米、権利の概要、こちらも5年間の賃貸借設定ですけれども、こちらは申請事由、経営規模拡大ということで、新たに設定することとなります。

こちらの場所を含めてこの2件の事情を説明します。隣の6ページをご覧ください。市役所の今度は〇側の出入口を出まして、〇折して〇方向に向かいます。〇〇〇さんのある〇〇〇の交差点を〇折しまして、〇〇に向かって進んでまいりまして、〇〇の〇〇に到達したところで〇折します。そのまま〇〇沿いに〇〇していきまして、〇〇の向こう側に、〇〇〇を經由していきまして、〇〇〇に差し当たったところで〇〇の道と〇〇〇の真ん中を走る〇道との分岐点に当たりますが、この分岐点を〇道のほうに進んでいきまして8mほど進みますと議案第13号-1の申請地になります。この地図で議案第13号-1というのは、ご覧のように3か所になっておりまして、こちらの3か所が9月末で利用権の設定期間が切れるということで、新たに5年間の設定を申請されたものです。

それでこの3か所のうち、一番西側の〇〇-〇に隣接します、ちょっと網の目のようになった土地が〇〇-〇なんですけれども、新たにこちらを貸してもらえる話がまとまりまして、こちらは新たに同様の条件で5年間の利用権の設定を申請されたものとなります。

参考に、丸つきの番号は写真撮影番号で、この数値から出た矢印が写真撮影方向となっております。現地の様子は1枚めくっていただいた後ろのような状況となっております。

事務局からの説明は以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の14番、田中幸夫委員より調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いします。

○14番（田中幸夫委員） 14番、田中です。

うちの目の前なのですが、これは前に借りていた人はいたんですけども、亡くなって、今度〇〇さんが貸してくれということで、問題としては何もないと思います。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と14番、田中委員より農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画承認の件、2件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がありましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

議案第13号ー1は、継続更新なので特に問題はないと思いますが、2のほうは今説明があったとおり、また、写真の内容を見る限りは問題なさそうな感じはいたしますが、ご意見ございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、2件それぞれ挙手にて採決をしたいと思います。

まず、番号1について、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、議案第13号番号1は原案のとおり可決いたします。

次に、同議案番号2について、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案も原案のとおり可決いたします。

◎議案第14号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第14号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件（依頼）について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の8ページと、あと資料1のほうを併せてご覧ください。

こちらは資料1にありますように公園みどり課から生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについて依頼がきたものとなります。

この資料1に書いてあるのと同じですので、どちらを見ていただいても結構です。

議案第14号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件、次のとおり依頼したい。

番号1、買取り申出する生産緑地の所在、〇〇字〇〇〇ー〇、地目、畑、地積〇〇平米、仮換地後〇街区〇画地、〇〇平米、同様に、〇〇の一部、畑、〇〇の一部、〇街区〇画地、〇〇平米、〇〇の一部、畑 〇〇の一部、〇街区〇画地、〇〇平米、〇〇ー〇、畑、〇〇平

米、〇街区〇画地、〇〇平米、合計〇〇〇平米の一部、仮換地後〇〇〇平米の一部となります。

用途地域、第一種中高層住居専用地域、土地所有者住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、買取り希望価格は〇億〇〇〇万円で、平米当たり換算しまして約〇万〇〇〇円、坪当たり換算しまして約〇万〇〇〇円となっております。

参考までに、近隣の地価調査価格としまして、〇〇〇字〇〇〇番〇で、平米当たり〇万〇〇〇円、坪当たり約〇万〇〇〇円、同様に、近隣の地価公示価格としまして〇〇字〇〇〇番〇で、平米当たり〇万〇〇〇円、坪当たり〇万〇〇〇円となっております。

こちらは、4月総会の議案第8号で主たる従事者の証明をした生産緑地となります。その後、地権者は6月24日に市のほうに買取り申出をしまして、それを受けまして市のほうで各部に買取りの希望があるか照会をかけたのですが、どこも買取り希望がなかったため、次のステップとして農業委員会のほうに取得のあっせんの依頼がきたものとなります。

次の総会までに皆様のご担当する地域で、もし買取りを希望する方がいらっしゃいましたら、事務局のほうまで報告いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 それでは、もし皆様が担当の地区で取得を希望される方がいらっしゃいましたら、事務局まで報告をお願いします。

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6、転用等届出受理報告にまいります。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について6件、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について8件ございますが、今月も会議時間短縮のため、読み上げはなしといたします。

今から数分、届出の内容を確認する時間を設けますので、後で質問がございましたら、お願いいたします。11ページから14ページになります。

——— 資料確認 ———

○議長 そろそろよろしいでしょうか。

転用等届出受理報告について、何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 特に変わったものはなさそうですので、よろしいですか。

◎その他

○議長 それでは、次に、次第7、その他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が2件ございます。

初めに、依頼事項1件目、生産緑地地区の追加指定に伴う確認につきましては、担当の公園みどり課の職員に来ていただきましたので、説明をお願いしたいと思います。

○公園みどり課課長 皆さん、こんにちは。公園みどり課の内海です。

日頃より農業委員の皆様におかれましては、公園緑地行政の推進につきましてご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、本日は令和3年度の実産緑地地区の追加指定に係る調査をお願いさせていただくものでございます。

なお、今回調査をしていただく生産緑地地区につきましては、本年4月に追加指定の募集を行ったところ2件の申出がございましたので、この2件について調査をいただくものでございます。

それでは、詳細については担当より説明をさせていただきます。

○公園みどり課職員 公園みどり課計画係の中野です。よろしくお願いいたします。

生産緑地地区の追加指定に伴う確認事項について説明をさせていただきます。

まず、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。

1ページ目は、令和3年度生産緑地追加指定申出一覧表、2から3ページ目が生産緑地地区追加指定照会調書、4ページ目が生産緑地地区追加指定位置図、5ページ目が参考図、6から11ページ目が現況写真、その次には生産緑地地区追加指定調査表、令和3年度生産緑地地区追加指定スケジュールとなっております。

資料の漏れ等はありませんでしょうか。

ないようでしたら、説明に入らせていただきます。

まず、1ページ目の令和3年度生産緑地追加指定申出一覧表をご覧ください。

この表は、今年度の生産緑地追加指定申出の内容などを表にまとめたものであり、2件ございます。

左から、照会ナンバー、所有者の氏名、土地の所在、登記地目、地積が記入してあります。

追加指定については、例年、申出の条件を勘案して、担当委員の方に農地の管理状況等について調査をお願いしており、今年度についても同様に考えております。割り振りにつきま

しては、申出所有者や申出箇所等を勘案した結果、本日欠席となっておりますが、渋谷委員に調査をお願いすることといたしました。渋谷委員には事前にご説明し、調査の了承を得ております。担当委員の欄が空欄となっておりますが、こちらは渋谷委員となります。

次に、照会ナンバー1の申出地のご説明をさせていただきます。

2ページ目の生産緑地地区追加指定照会調書をご覧ください。

1ページ目と同様に、土地の所在、地目、地積、その他を記載しております。

続いて、4ページ目の生産緑地地区追加指定位置図をご覧ください。

半分から下のグレーに塗りつぶしている部分が今回追加指定の申し出をいただいた位置を表しております。

申出地は、〇〇〇公園の西側付近に位置しております。

①から⑧の数字と矢印は、6から9ページ目の現況写真を撮った方向及び順番を示しております。

次の5ページ目は参考図として公図の写しでございます。

申出地は、〇〇〇丁目〇番〇、〇、〇番〇、〇、〇番〇、〇となります。

八潮〇号生産緑地地区が近接してありますが、今後の管理が行いやすいよう、6筆で一地区として指定するものであります。現状はビニールハウス及び耕作地となっております。

続きまして、照会ナンバー2の申出地のご説明をさせていただきます。

3ページ目の生産緑地地区追加指定照会調書をご覧ください。

照会ナンバー1と同様に、土地の所在、地目、地積、その他を記載しております。

続いて、4ページ目の生産緑地地区追加指定位置図をご覧ください。

半分から上のグレー色の部分が今回追加指定の申し出された位置を表しております。申出地は〇〇〇公園の北西側付近に位置しております。⑨から⑪の数字と矢印は10から11ページ目の現況写真の方向と順番を示しております。

5ページ目の参考図をご覧ください。

申出地は、〇〇〇丁目〇番〇、〇、〇となります。

同街区内の八潮〇号生産緑地地区であります。照会ナンバー1と同様に、今後の管理が行いやすいよう、分けて追加指定するものであります。現況はビニールハウスがあり、耕作されています。

以上で、追加指定申請箇所の説明を終わります、

次に、別添の資料、生産緑地地区追加指定調査表をご覧ください。

この調査表は、調査担当委員の方にご記入いただくものです。調査担当委員の方の分は、申出内容が記載されている調査表となっております。こちらの説明につきましては、担当委員である〇〇委員が欠席ですので割愛させていただきます。

最後に、令和3年度生産緑地地区追加指定スケジュールをご覧ください。

本日依頼いたしますのは7月26日、農業委員会（追加指定調査依頼）になります。今後8月に追加指定の回答受理後、地権者への現状及び予定などの通知を行い、10月の広報・ホームページで都市計画変更案の縦覧のお知らせ及び都市計画変更案の縦覧の後に、11月の都市計画審議会を経て、12月に都市計画変更の告示及び都市計画変更の地権者への通知を行う予定です。また、翌年3月に生産緑地地区追加指定分標識設置を行う予定となっております。

以上、簡単ではございますが、生産緑地追加指定についての説明を終わらせていただきます。

○議長 ありがとうございます。

ただいま生産緑地地区の追加指定に伴う確認についての説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

何かございませんか。

私から質問ですが、ちょっと事務局にお聞きしたいのですが、〇〇さんはこの生産緑地指定の追加前に生産緑地を持っているのですか。

○事務局 別の場所に持っていて、たしかそちらが買取り申出ということで主たる従事者の証明をしましたがけれども、場所が家からちょっと離れた、〇mの〇〇〇の交差点の少し南側でしたので、将来を考えて、ちょっと家から離れていて、相続が発生したので、そちらを買取り申出をして、逆に今後農業を続けていきたいので、働きやすい家の周りの土地を生産緑地に指定しようという計画となったものと思われま。

○議長 参考までですけれども、生産緑地指定していない農地とか畑もあるのですか。

○事務局 〇〇さんですか。

○議長 はい。

○事務局 今回のほかに、まだあります。市街化区域内、生産緑地ではありませんが、持っております。

○議長 何かほかに。

よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 それでは、ないようですので、公園みどり課の職員の皆さん、ごくろうさまでした。ありがとうございました。

○公園みどり課職員 よろしくお願ひします。

○議長 次に、依頼事項2件目、令和3年度農家経営及び農地利用状況に関する調査について、

事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料3及び今日配布しました封筒の資料をご覧ください。

令和3年度農業経営及び農地利用状況に関する調査票等一式となります。

例年と特に変わってございません。郵送により対象の農家さんに調査票を送りまして、同封しました返信用封筒を使って農業委員会へ提出していただくという例年どおりの方法で行います。

今日お配りした資料の中で、黄色いチラシをご覧ください。農機具を買ったり、農業用資材を買ったときに市の助成が受けられる場合がありますので申出くださいというご案内です。トラクターなど安全についてのチラシでしたり、安全確認と予防対策ということで農薬の使用の注意を促すチラシも入っております。

国民健康保険と後期高齢者医療のほうからは、特定検診、がん検診など検診がありますので、皆さんお受けいただきたいというお知らせが入っております。

今年の締切りは8月20日ということで、あまり日にちがございませんが、担当地区内の農家さんから質問がありましたら、早めの回答を勧めてください。経営する土地の筆数が多い方は、調査票が増えます。変わった点が一つありまして、今年から調査票に押印が不要になりました。今後農地として売り買いしたいとか、あっせんを希望するといったことを調査用紙の裏面に記入していただくのですが、こういった情報をインターネットなどで公表することに同意するかの意思表示の欄が調査用紙の表面の右上にありまして、経営者氏名を記入していただく欄ですので、公表してもいいよという方は署名していただくようになります。今までどおり押印していただいても、結構ですけれども、今年から押印という欄はなくなっております。

以上、今年の農業経営及び農地利用状況に関する調査の発送予定は、来週早々、8月に入ってくると思っております。よろしく願いいたします。

○議長 ただいまの説明に何かご質問、ご意見ございましたら、お願いします。

よろしいですか。

一つ、農業用機械とか冷蔵庫などの助成金の補助がありますが、いまだに知らない人がいるので、新しく30万円以上の農業機械を購入した場合に助成金が出ますので、もし見かけたら声をかけていただきたいと思います。補助金の額の総額が決まっているので、人数が多ければ割当てが減るのですけれども、でも結構知らないという人がいるので。

事務局からどうぞ。

○事務局 各種団体の役員会、総会の際にPRさせていただいていますが、毎年11月くらいに発行する農業ニュースの中にも掲載しております。今会長からお話があったように皆様のほうにはPRはさせていただいているつもりなんですけれども、ご存知ない方も中にはいら

っしやるみたいなので、二、三年くらい前に予算額を倍にして、なるべく皆様のほうに使っていただければということで昨年度はほぼ満額が交付できたのですがけれども、段ボール箱やFG袋等の包装資材購入事業の補助金は昨年度、予算額が余ってしまいましたので、もっともって使っていただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長 補助対象となる包装資材は、八潮が入っていればいいのですか。

○事務局 八潮市産、またはハッピーこまちゃんを表示したものとなっています。

○議長 そういうことなので、もし知らない方がいたらお知らせください。

ほかにありませんか。

なければ、最後になりますが、次回の日程について事務局より説明をお願いします。

○事務局 次回の総会は、令和3年8月25日水曜日、午後2時から八潮メセナ2階研修室Bで開催します。

コロナの状況からしまして、来月も恐らく半数での開催になると思われませんが、今度は、議席番号偶数の委員の皆様には出席をお願いすることになります。また改めて文書でご案内させていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長 それでは、最後に、皆様から全体を通して何かございましたら、ご意見、ご質問をお願いいたします。

特にないようですので、これで議長の席をおろさせていただきたいと思います。皆様ご協力ありがとうございました。

○事務局長 大塚会長、議事の進行大変お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましては慎重審議をいただきまして誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 それでは、閉会の言葉を小早川会長職務代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 委員の皆様にはお暑い中を八潮市農業委員会7月総会にご出席をいただきまして、また慎重ご審議をいただきましてありがとうございます。

冒頭会長の挨拶にもございましたように、台風8号の進路が気になるところでございますけれども、お昼のニュースを見た限りにおいては、予報円の大分上のほうで日本列島を横断するのではないかと思います。しかし、最近の自然は分かりませんので、今後、自分の農地や畑に被害が出ないようにしていただきたいと思います。

以上をもちまして、八潮市農業委員会7月総会を終了いたします。ありがとうございました。

○事務局長 ありがとうございました。

皆様、大変お疲れさまでした。これにて散会といたします。

閉会 午後3時00分